

京都ブランド推進連絡協議会 設置要綱

[名 称]

第一条 本協議会は、「京都ブランド推進連絡協議会」と称する。

[目 的]

第二条 本協議会は、京都府、京都市、京都商工会議所のそれぞれが、京都府域にある地域ブランドと京都の都市格向上のために行っている取組みを活かし、相互に情報を共有しながら、連携、協働を進めるための基盤を構築することを目的とし、オール京都体制で、京都のブランド力の維持向上、ひいては、京都の都市格の高さを国内外に発信することを目指す。

[事 業]

第三条 本協議会の目的達成のため、次の事業を行う。

①基盤強化事業

構成団体の交流・連携を通じて相互信頼関係を高め、連携体制の一層の強化を図る。

②情報共有、情報発信事業

(1) 京都の地域ブランドと都市格向上に関する各種プロジェクト、セミナーなどの情報収集・提供

(2) 京都の地域ブランドと都市格向上に関するポータルサイトの開設

③連携推進事業

構成団体などが行う事業の調整を行うとともに、必要に応じて助成等の支援を行う。

④調査、提言・要望活動

(1) 京都の地域ブランドと都市格向上に関する調査等の情報収集を行い、データベース化を図る。

(2) 京都の地域ブランドと都市格向上に関する提言、要望活動を行う。

[構 成]

第四条 本協議会は、京都府、京都市、京都商工会議所、その他本協議会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

[組 織]

第五条 本協議会に、会長、幹事並びに運営委員及び会計監事を置く。

2 会長は本協議会を代表し、幹事とともに幹事会において事業推進のために必要な事項を決定する。

3 運営委員は本協議会の事業を効果的かつ円滑に推進するために必要な事項を、運営会議において協議する。

4 会計監事は本協議会の会計が適切に処理されているかを監査する。

5 本協議会に顧問を置くことが出来る。顧問は会長が委嘱する。

[事務局]

第六条 本協議会の事務を処理するため、京都商工会議所内に事務局を置く。

[会 計]

第七条 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第八条 本協議会の経費は、構成団体の分担金等をもって充てる。

第九条 本協議会の会計処理については、別途定める会計規約によるものとする。

[その他]

第十条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、運営会議において協議して定める。

附 則

(ア) 初年度の事業年度は、第七条の規定にかかわらず、平成19年3月23日に始まり、平成20年3月31日に終わる。

1. 本設置要綱は、平成19年3月23日から施行する。

(イ) 第九条会計規約に関する条項を追加。

1. 本設置要綱改定は平成22年8月12日から施行する。

以上